

第三十四回国会 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十五年三月一日(火曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

二月二十五日委員大矢正君辭任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

二月二十六日委員江田三郎君及び加藤正人君辭任につき、その補欠として大矢正君及び杉山昌作君を議長において指名した。

委員長の異動

二月二十六日加藤正人君委員長辭任につき、その補欠として杉山昌作君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 杉山 昌作君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君

委員

大谷 實雄君
木内 四郎君
木暮武太夫君
河野 謙三君
西川甚五郎君
林屋龜次郎君
堀 末治君
野清 勝君
平林 剛君
原島 宏治君
天田 勝正君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君

食糧庁長官 須賀 賢二君
事務局長 常任委員 木村常次郎君
会専門員 大蔵省主税局長 塩崎 潤君
税制第一課長

説明員

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選の件
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(杉山昌作君)

それでは、ただいまから委員會を開きます。まず、委員の変更について報告をいたします。去る二月二十五日に大矢君が委員を辭任されましたが、翌日付をもちまして、また委員に選任されました。

つきましては、大矢君は理事の資格を失ふことになりましたので、この際、理事に大矢君を指名いたします。

○委員長(杉山昌作君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案について、提案理由の説明を聴取することといたします。

○政府委員(前田佳都男君) ただいま

議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、國の財政の健全化をはかる等の目的から、補助金等の整理合理化につきて、昭和二十九年度以降の予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきては、補助金等の臨時特例等に関する法律により、その特例措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理合理化につき、今後ともなお調査検討を進めて参る所存であります。昭和三十五年度予算の編成にあたりまして、各種補助金等につき検討の結果、一般的には、同年度においても引き続き同法による特例措置を講ずることとし、その有効期限を昭和三十六年三月三十一日まで延長することといたしました。

なお、漁船損害補償法及び外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法に基づく補助金のこの法律による特例措置につきては、検討の結果、この特例措置を恒久化することが適切と考えられますので、別途それぞれ關係委員會において御審議をお願いすることといたしてあります。漁船損害補償法の一部を改正する法律案及び外航船舶建造

融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案におきまして、それぞれ、特例法の規定の趣旨にのつとつた改正を行なうこととし、あわせて補助金等の臨時特例等に関する法律中の特例措置の規定を削除することとしたしておりますので、御了承いただきたいと存じます。

次に、國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途御審議を仰ぐこととなつております國際開發協會協定に基づきまして、わが國が國際開發協會に加盟することに伴い必要な措置を規定することを目的とするものであります。

國際開發協會、すなわちいわゆる第二世銀は、世界經濟の繁榮のためには先進諸國が一体となつて低開發諸國の經濟開發を援助することがきわめて重要であるとの認識に基づきまして、新たに設けられることとなつた國際的な開發金融機關であります。このような國際機關としてはすでに世界銀行等があるわけでありまして、それらの性格上融資の対象、条件等におのづから制約があり、そのため低開發諸國の開發援助をより効果的な方法により促進するため新たな國際機關を設立することが要請されたのであります。

國際開發協會は十億ドルの資本金で世界銀行加盟國により構成されることになつていますが、わが國は、従来からの低開發諸國に対する開發援助に

加えて、このような國際機關による活動が一そう効果をもたらすものと考え、進んでこれに加盟しようとするものであります。

次に、この法律の概要を申し上げます。國際開發協會協定により、わが國の出資額は三千三百五十九万合衆国ドル、すなわち百二十億九千二百四十万円となつておりますので、政府は、この金額を限度として同協會に対して出資し得ることを規定いたしました。この出資は金または自由交換可能通貨で行なうこととなつております。なお、協定によりまして、自由交換可能通貨として本邦通貨を出資することが認められております。

次に、協定によりまして、出資額の一部については、それが本邦通貨である円で払い込まれる場合には、本邦通貨の払い込みを國債の交付によつてかえることが認められておりますので、この出資のために協會に交付する國債の発行等に関して必要な事項を規定いたしました。

なお、この國債は、協會から要求のあり次第直ちに現金で支払われるべきものでありますので、政府は協會からこの國債について償還の要求があつた場合には直ちに償還を行ないますとともに、償還財源に不足がある等のため償還ができない場合を考慮いたしまして、政府はその償還できない金額に相當する國債の買い取りを日本銀行に対して命ずることができるといたしましたのであります。

次に、協会が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定することとした。

以上がこの二法律案の提案の理由及び内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(杉山昌作君) ただいまの二法律案に対する補足説明並びに審議は後日に譲ります。

○委員長(杉山昌作君) この際、昭和三十四年度産米穀についての所得税の特例に關する法律案の補足説明を聴取いたします。

○説明員(塩崎潤君) 昭和三十四年度産米穀についての所得税の特例に關する法律案につきましては、補足説明を申し上げます。

この法律案は、御承知の通り、昭和三十三年産米から行なわれましてところの事前売り渡し制度措置に伴いますところの奨励措置として始まりまして、これは、御承知の通りでございます。その後、毎年その奨励措置といたしまして、毎年々々単独の法案を出しておるわけでございますが、昨年において米価審議会におきましてこの存廃につきましまして相當な議論がありました結果、なお昭和三十四年度産米につきましまして存続することが決定いたしましたので、それに基づきまして御提案申し上げておりますのがこの法律案でございます。従いまして、この法律案は毎年出しております法律案とほとんど違いがございませぬ。御存じの通り、平均、百五十キログラム、すなわち一石

千四百円を繰入金額から控除するといふ内容を持つものでございます。そこで、三十三年産米についての特例との違いを御説明申し上げます。補足説明にかえさせていただきますと存じます。

三つばかり三十三年産米についての特例と違ひがございます。第一点は、売り渡し申し込み期限でございます。三十三年産米につきましては、八月二十五日が売り渡し申し込みの期限でございますが、収穫時期が各地によつて違ひます關係上、本法律案におきましては二段階に分けて、東北六県、北海道、新潟、富山、石川、福井の五道県につきましては八月三十一日まで、その他の地域につきましては九月二十一日を申し込み期限といたしております。この点が第一の違ひでございます。

第二の違ひは、売り渡しの最終期日でございます。前年におきましては二月の二十八日が最終期限であつたわけでございますが、本年はうるう年でありまして、二月二十九日が最終期限となつております。第三の違ひは、売り渡しの時期でございます。三十三年産米におきましては、東北六県と長野県と新潟県の産米につきましては、収穫時期が少しずれまして、二期、三期、四期、この売り渡し時期につきまして三日ないし五日程度のずれを認めておりましたが、今回は一律にいたしております。

いずれも、この期限はこの法律案では書いておりますけれども、本来農林省の告示によつてきまつておるものでございまして、七月六日に出ましたところの農林省の告示及び七月十八日の農林省の告示に基づきましてきめ

られましたところの申し込み期限、売り渡し最終期日、売り渡しの時期、これらに對しまして、先ほど申し上げました平均一石当り千四百円の控除をいたそう、こういう内容のものでございませう。

○委員長(杉山昌作君) これより質疑に入りますが、政府側は、大蔵当局のほかに須賀食糧庁長官も見えておりますので、御質疑のある方は、順次、御発言をお願いします。

○大矢正君 三十四年度の国内の米の需給の見通しというものと、それから、同じく準内地米を含む外米の輸入見込みについて、概略御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(須賀賢二君) 三十四年度米の需給の見通しでございますが、三十四年度産米は、あらためて申し上げるまでもございませぬが、大体昨年十一月から本年十月にかけまして、私どもが三十五年度と称してございませぬ米穀年度の引き当てになります米でございませぬ。三十四年度産米は、御承知のように、非常な豊作でございまして、生産高は八千三百五十万石、まさに記録的な収量になつております。それに應じて、集荷の方も非常に順調に進んで参りました。当初の予約量は三千六百万石であつたのでございませぬが、実際の集荷はそれを相当上回りまして、最近までに集まりました総数量は三千七百三十万石になつております。最終的の集荷見込みは三千七百五十万石と推定いたしておるわけでございます。あと三月の終わりがらいますので、二十万石程度集荷されまして、最

終的には三千七百五十万石の集荷と相なるのではないかと考へるわけでございます。

それで、昨年の十一月から、配給の面につきましては、約一日半の増配をいたしまして、現在は六キロ配給、月間一人当たり内地米を六キロ配給をいたしております。六キロと申しますのは、日数計算をいたしますと十六・四日分に当たるわけでございます。去年の十月以前より約一日半分の増配をいたしたわけでございます。

それで、三千七百五十万石の内地米の集荷を前提といたしまして、今後六キロ配給を続けて参りますと、大体、これは三十五年産米がどういふ生産状況になるかによりまして、将来は多少影響を受けるわけでございますが、目下の私どもの需給推算からいまして、三十四年度産米三千七百五十万石、それから三十五年産米につきましては、一応平年作を前提といたしまして、三千四百万石の集荷を前提といたしまして、来年の三十六年の一月まで六キロ配給を継続して参るつもりでございます。

それ以降は、三十五年産米の集荷の状況によつてきまるわけでございます。一応三千四百万石の集荷を前提といたしまして、三十六年二月以降は五・五キロの配給ということで一応計算を組んでおるのでございませぬ。内地米につきましては、ただいま申し上げましたような状況でございます。

また、内地米の主食用以外の最も大きな需要は酒米でございます。酒米につきましては、本年度は、大蔵省といろいろ打ち合わせをいたしました結果、百六十万石程度の引き当てをいたしておるわけでございます。その他は、

内地米につきましてはそれほどとまった大きな需要はございませぬ。それから、外米でございますが、外米につきましては、本年、三十四年度産米は非常な豊作でございまして、これに合わせまして、外米の需給につきましても、その後の実際の事情等を踏みまして、需給計画を組み直しているわけでございます。それで、外米は、大きく分けまして台湾米、韓国米等の、私どもが準内地米と稱してございませぬ丸粒の外米と、タイ米、ビルマ米等のいわゆる長粒の外米と、二通りあるわけでございます。このうち準内地米と稱してございませぬ台湾米につきましては、大体三十五年度年度の需要は十六万四千トン程度に見積もつております。それから、いわゆる普通外米と稱してございませぬタイ、ビルマ米につきましては、大体丸粒の米と工業原料に使用される砕け、ブローンと、両方入つて参るわけでございますが、その両方合わせまして、需要量は大体十五万トン程度に見積もつてございませぬ。

それで、ただいままできまつております外米の輸入計画は、準内地米につきましては、台湾米を十五万トン、それから韓国米の輸入問題が、目下日韓交渉とのからみ合ひにおきまして交渉の継続中でございます。それから、普通外米につきましては、現在きまつておりますのは、ビルマ米の四万五千トンが決定をいたしておるわけでございます。タイ米につきましては、現段階ではまだ最終的にきまつておりませんが、六万トン以上のものをビルマ米は買ひ付けする予定でございませぬ。現在までにきまつておりますもの

が、現在までにきまつておりますもの

は、ただいま申し上げましたような状況でございます。

○大矢正君 国内の産米の量と、それから国内の実需の量を比較して、今日の状況では、どの程度の実需米が不足しているか。これは、単に政府の集荷したものを配給をするという、その正式のルートだけの問題ではなくて、総体的にながめてみた場合に、需要と供給の状況はどういうふうになっているのか、御説明いただきたい。

○政府委員(須賀賢二君) これは全体の生産量と、農家、一般消費者の全体を見合ひでございまして、現在の段階において、内地米の備給がなお不足をしておるのである、あるいはおおむね充足をしておるのであるというような点は、非常に判断がむずかしい問題でございまして。大都市等の内地米の需要につきましては、現在、先ほど申し上げましたように、六キロ配給をいたしておりまして、六キロ配給と申しますのは、言葉をかえて申し上げますと、十六・四日分の配給をいたしておるわけでありまして、これにつきましても、大消費地の見方といたしましては、なお二日ないし三日くらいの増配の余地があるという見方もあります。また一面、大体現在程度の配給でおおむね内地米の需要は充足をしておるのではないかとというふうな見方もあるわけでございます。それで、現在、米が大体このあたりの生産状況で一応間に合っておるかというところは、それらの点から考えまして、非常に判断がむずかしいのでございまして、いろいろ私どもが、あるいは家計

調査の資料でありますとか、そういうようなものでいろいろなデータを積み重ねまして判断をいたしますと、内地米につきましましては、ただいまの段階では、まだ所得の伸びに應じている程度、需要の伸びはあまりありません。いわゆる消費弾性値と称するものであります。これはまだプラスの値に出ておまして、なお所得が伸びれば米の消費が伸びる、そういうふうな関係になっておまして、所得の面からの消費増というものは、まだ今日内地米についてはある。それからなお、人口増による伸びは当然あるわけでありまして、かりに本年八千三百五十万石の収量を前提といたしまして、現在の食ひ方で一応備給がバランスしておるといたしまして、今後の問題としましては、まだ現在の段階では、年率、ごく大ざっぱに申しまして、百万石程度の追加需要はあるというふうに考えております。

○大矢正君 最近の最も新しい統計で、外米、準内地米を含む外米の在庫というものはどのくらいあるのですか。

○政府委員(須賀賢二君) これは月別の刻みでございまして、去年の十一月一日、いわゆる三十五年度年度に切りかわりましたときの在庫を申し上げますが、これは、準内地米につきまして十四万三千七百トン、それから普通外米につきまして十一万二千五百トン、砕け米につきまして三万一千三百トン、合計いたしまして、この三十五年度年度の当初、昨年十一月一日現在の持ち越しが二十八万七千五百トンでございます。

○大矢正君 準内地米を含む外米の在庫量というのは、最近増加の傾向にあるのか、それとも減少の傾向にあるのか、横ばいの傾向にあるのか。

○政府委員(須賀賢二君) この三年ばかり前は、外米の消費も相当大量に上っておりまして、勢い在庫量も相当大量であったのでございまして、近年在庫を減らす努力をいたして参ったわけでございます。年々、米穀年度当初の在庫は減らすように努力をして参ったわけでございます。

○大矢正君 内地米の予備として外米を置く場合に、外米というのは普通一般的にはどの程度の量が必要なんですか。

○政府委員(須賀賢二君) 三十五年度年度について考えますと、これは六キロに増配もいたしました関係もありまして、当然主食用等の消費が減るわけでございますが、現在、私どもが踏んでおります需要といたしましては、準内地米につきましては、大体月に一万三千トン程度、それから工業用の需要が、準内地米につきまして年間約六千トンくらいでございます。それから、普通外米につきましては、毎月大体四千トン程度が主食用等の需要でございまして、それから、普通外米の工業用の需要は、年間約三万一千トンくらいでございます。それから、砕け米は、これは全部工業用でございまして、これは年間大体六万トン、五万六千トン程度の需要を見ておるわけでございます。特に、この主食用の準内地米月間一万三千トン、普通外米四千トンは、最近の需要傾向を織り込みまして、本年度の需要の見通しを立てて計測をいたした数字でございます。昨年あたりはもう少しこれより上回っております。

○大矢正君 最近、新聞等によると、台湾米はもろろんのこと、タイ、ビルマ米、それからさらには韓国米というふうに、非常に買付量が多くなつてきていると思ひます。事実上外交交渉あるいは貿易等の関係もあることでしょから、ある面では買わなければならぬ点も出てくるでしようけれども、実際に必要量はやはり相当大幅にふえるというふうな説が一部なされておるわけでありまして、この点について食糧庁としてはどういうふうにお考えになっておるわけですか。

○政府委員(須賀賢二君) 先ほど申し上げましたような需要によりまして、先ほど申し上げました台湾米は十五万トン、それから外米につきましては、ビルマで四万五千トン、タイで六万トンのないしそれより若干上回る程度、その他あるいはベトナム、カンボジアといったようなところが若干あるわけでございます。それらを含めまして、私どもが目下買付を予定いたしておりますものと、ことしの期初持ち越し、それから本年の需要というふうなものから総合的に判断いたしますと、三十五年度年度の当初の持ち越しは、さきに申し上げましたように、二十八万七千五百トンであったのでございまして、これに對しまして、ことしの十月末、いわゆる三十五年度年度の期末の持ち越しは、大体二十四万六千トンのくらいになると思ひます。それで、この数量だけ期末持ち越しがふえるわけでございます。韓国米の輸入の問題がなかった以前におきましては、ことしの期初持ち越しより期末持ち越しを四万トン程度減らし得る計算で進めておったわけでございます。その韓国米の問題が、日韓交渉の問題ともからみ合ひまして出て参つたわけでございます。もしこれが今交渉になっております程度に入りますと、期末の持ち越しは、この年度の期初の持ち越しに比べますと、一万トン程度少ないという程度に終わるのではないかと考えております。

○大矢正君 韓国米は、何か話に聞くところ、玄米でなくて精米だということですが、精米というところになると、貯蔵の点からいって非常に問題が多いんですが、それはどういうふうなことにするのですか。

○政府委員(須賀賢二君) 韓国米は、これは私ども現在の交渉段階におきましても、玄米で輸入をしてもよろうに農林省といたしましては強く主張いたしております。と申しますのは、韓国米は昭和二十五年に入りましたのが最後でございまして、約十年間韓国米は入っておりません。それで、その後品質等がどういふふうに変つておるか、その辺の最近のデータもございせんし、それから以前に入りました経験等からいたしまして、水分でございまして、あるいは小石等の夾雑物の混入の問題もございまして、それから、この韓国米は、需給状況から考えまして、ある程度の期間貯蔵をせざるを得ないと思ひますので、農林省といたしましては、現在の段階におきましても、これは玄米で入れることを強く要請いたしておる次第でござい

によつて、事前の売り渡し申し込みといふものがふえることは、今日でも考えられるものですか。

○政府委員(須賀賢二君) これは、もちろん所得税の臨時措置だけの問題ではございませんが、全体的な需給事情が大幅に緩和して参つておりますし、また、米価の水準等につきましても、いろいろ生産者側にも御意見はありますけれども、相当の水準の米価にもなつておりますので、それらとからみ合ひまして、所得税の臨時措置が非常に大きなささえとなりまして、昨年あたりやはり大幅な予約を確保できたものと考えております。

○河野謙三君 関連。須賀さん、さつき、現段階における需給関係からいくと百万トン——百万石ですか、不足である。一方外米が現在のところ約三十万トンですか、在庫がある。これはわれわれが考えるところの通常在庫から見ると、非常に大きなものだと思うんですね。一体農林省の方では、外米、内地米別に理想在庫といふものを、一応どのくらいは計っておられますか。

○政府委員(須賀賢二君) なかなかむずかしい問題でございます。むしろ、非常に厳密な意味におきましての理想在庫といふものはございます。期末の持ち越しで約十九万トンもあればよろしいということでございます。

○河野謙三君 それは内地外地両方合せて……。

○政府委員(須賀賢二君) 外米でございます。ただ、これ、あまり厳密な期末持ち越しをはじきますと、ことしあたりでも外米を入れる計算上の余地はないということになりますので、それではちょっと、いろいろなところでどう

しても振り合ひませんので、多少期末持ち越しの方は私も幅を持たして計算をいたしております。従ひまして、厳密な意味においては理想持ち越しという意味からは、多少幅を持たせた計算をいたしております。

○河野謙三君 需給関係は、不足量が一応百万石と言われた。トン数にする、二十万トンになりませんか。不足量といふのは、要するに外米で埋めるわけですね、一応。

○政府委員(須賀賢二君) 最近の外米の需給関係と申しますのは、内地米の不足を埋めていこうというふうにだけ解釈するの、多少実際の状態と合わない点がある。最近私も考えているわけでありまして。と申しますのは、大体先ほど申し上げましたような外米につきまして、普通外米について月四万トン、それから準内地米について一万三千トン程度のものは一つの、何と申しますか、所得階層というふうな面から申しますと、一種のこういふ需要があるというふうに考えられるわけなんです。これはまあ一つの事例でありまして、去年の十一月に普通外米につきましては制限をはずしまして、一種の自由販売にいたしましたわけでございます。そういういたしましたら、やはりある階層に對しましては、普通外米の需要が伸びているというふうな面もある。それから、一面、価格が六百四十円という相当安い値段である。やはり階層別にはそういう消費階層がある。従ひまして、かりに内地米がフルに需要を充足いたしましたとしても、ある階層に對しては、外米あるいは準内地米といふものの需要があるというところは考えられるわけでございます。大体私どもは、一

万三千トン、四万トンという程度の需要は、ほぼそういうふうな種類の需要に見合つたような程度のものにまでしぼられてきているのではないかと、いふうに見ているわけでありまして。

○河野謙三君 専門的のいろいろな話になると、いわゆる須賀さんの土俵に入つて、わからなくなつて。私の土俵で相撲をとつてもいい。百万石足りないといふのは、日本の需要に對して、内地米優先でございまして、あと不足を外米で埋めるわけですね。それが大体百万石といふことじゃないのですか。これはまあ外米、内地米の需要の先ですね、これはいろいろあるでしょうけれども、要するに、大きいといえば所要量と供給量と、この差し引き差額が百万石といふことじゃないのですか。

○政府委員(須賀賢二君) これは、私があるいはいろいろなことを申し上げて、多少御理解を混乱させているかもしれないのでございまして、百万石の内地米に對する追加需要と申しますのは、先ほど申し上げましたように、大体今内地米をほぼ腹一ぱい食つていふのじゃないかといふふうに見える面もあるの、ございまして、いろいろ統計資料等で検討いたしてみますと、まだ所得が伸びれば内地米の需要がふえるという傾向が、まだ現在でもある。それから、人口増の方で約六十万石といふものがふえるという計算になる。それらを合算すると、内地米の需要としてまだこの当分の間は、年率、ごく大ざっぱに申しまして、百万石の需要はあると見ていいのではないかと。そのほか外米として、外米の需

要が先ほど申しました程度の数が現在の段階ではある、というように私も見ておるわけでありまして。

○河野謙三君 そうすると、単純な計算で、日本の所要量に對して国内の供給量、これをぶつけて、なお足りない分はどのくらいですか、現在の段階では。ことしの内地米、外米一緒にして。

○政府委員(須賀賢二君) 非常にむずかしいのでございまして、内地米につきましては、三、四年の実際の姿といふものは、八千三百五十万石とれば、その年に八千三百五十万石はみな食つてしまふ。八千百万石の収量であれば、八千百万石の米をその年にみな食つてしまふ。その年にとれたものをその年にみな食つてしまふといふあり方で、今まで来ているわけですね。それが足りておつたか足りておらんのか、たのかといふことは、これは足りておつたとも言えるし、もつと食いたい人もいたはずですから、その人はもつと腹一ぱい食わなかつたという面から見たら足りなかつたと言へるし、とにかく、その年の年のできたものをその年にみな食つてしまつたという形において消費をしておるわけですね。従つて、その意味においては、足りておつたといふは足りておつた。それに外米が年々先ほど申し上げましたような数字が入つてきておるわけでありまして。

○河野謙三君 では、平林さんの質問もあるようですから……。私の気持とすると、今後外米を、本年度はもちろんのこと、来年度、再来年度と入れたら、だんだん輸入は減ると思つた。かりに、外米を百万トンも二百万トンもの外米を入れるときに、国内に現在二十八万トンの在庫があるといふことならわかるけれども、年間通じての外米の輸入量といふものは四、五十万トン程度だといふことになつておつて、その間において、国内においてはなおかつ現在二十八万トンの在庫があるといふようなことは、これはもう法外もない在庫量であつて、いろいろ国際的問題その他もあつて、必ずしも単純にいかないかもしれないけれども、二十八万トンも在庫を持つていて、なおかつ、今後だんだん所要量が減つていくであろうというのに、この外米の在庫量がふえるような施策といふのは、私はこの際よく考えなければいかぬと思つた。

農林委員会なり米価審議会等いろいろな議論があるでしょうが、私は、最後にもう一つ申し上げたいのは、所得税の臨時特例とか、いろいろ早場米奨励金とか、米の不足時代に不足対策として農家のためにとつた政策、また消費者のためにとつた政策——不足対策から出発したことは間違ひありません。その当時の、不足対策当時の用

判断すべきかといふことをいろいろやつておるわけでありまして。需給関係として足りておるか足りておらんのかといふことについてのお尋ねとしては、まあ、はなはだ失礼なあれでございます。すけれども、そういうふうな理解していただきたいと思います。

○河野謙三君 では、平林さんの質問もあるようですから……。私の気持とすると、今後外米を、本年度はもちろんのこと、来年度、再来年度と入れたら、だんだん輸入は減ると思つた。かりに、外米を百万トンも二百万トンもの外米を入れるときに、国内に現在二十八万トンの在庫があるといふことならわかるけれども、年間通じての外米の輸入量といふものは四、五十万トン程度だといふことになつておつて、その間において、国内においてはなおかつ現在二十八万トンの在庫があるといふようなことは、これはもう法外もない在庫量であつて、いろいろ国際的問題その他もあつて、必ずしも単純にいかないかもしれないけれども、二十八万トンも在庫を持つていて、なおかつ、今後だんだん所要量が減つていくであろうというのに、この外米の在庫量がふえるような施策といふのは、私はこの際よく考えなければいかぬと思つた。

農林委員会なり米価審議会等いろいろな議論があるでしょうが、私は、最後にもう一つ申し上げたいのは、所得税の臨時特例とか、いろいろ早場米奨励金とか、米の不足時代に不足対策として農家のためにとつた政策、また消費者のためにとつた政策——不足対策から出発したことは間違ひありません。その当時の、不足対策当時の用

判断すべきかといふことをいろいろやつておるわけでありまして。需給関係として足りておるか足りておらんのかといふことについてのお尋ねとしては、まあ、はなはだ失礼なあれでございます。すけれども、そういうふうな理解していただきたいと思います。

語というものがその後もそのまま用いられて、その政策がそのまま用いられていくけれども、現在過剰対策に一步踏み込んだと思ふのです。そういうときに、今も何か、臨時特例が千幾らついたことによつて、入る米がよけい集まるかどうかという話がありました。私は、自分の感覚からいけば、こういうものによつて予約集荷が多くなつたと思ふ。そうでなくて、やはり完全には過剰対策として、農民保護の政策としていろいろなことをやるのであつて、そういう点からいけば、枝葉末節のことかも知れぬけれども、同じ農家に金を出すのに、早場米対策とか所得税の臨時特例という、そういう不足対策時代に使つた言葉と、施策を、そのまま使つていくことが間違ひであつて、そういうところに、米の統制の問題にいろいろな世間からの誤解が起ころと思ふのがね。これは、須賀さん、ねえ、今の所得税の臨時特例というものは、これによつて米がよけい集まるなんという事はないですよ、そんなことは。もし須賀さんが正直に申されて、ほんとうにそうだとされるならば、とんでもない私はあれだと思ふのがね。どうですか、それは。大蔵委員会ですから、大蔵省も農民保護のいろいろな施策をやることは、これはやつてもらわなければいかぬけれども、やつてもらわなければいかぬけれども、こういう名目のもとに、いつまでもやつていくといふことは、これは根本的に間違ひですよ、私に言わせれば。

○政府委員(須賀賢二君) 米価におきましては、基本米価のほかにいろいろなものがあると思つております。これは、たとえば、河野先生御指摘のように、いろいろな歴史の積み重ねでございまして、現段階における需給事情等を考慮すると、もちろん大幅に検討を要する面が多分にあると思ひます。昨年の暮から米価審議会小委員会、いろいろ米価算定方式の問題についてやつておるわけでございます。私も、当初から、等級間格差その他米価についておろすようないろいろの加算金等については、あわせてこの際検討をするという態度で臨んでおります。いろいろむずかしい問題ではございしますが、御指摘のような点は十分総合いたしまして検討をいたしたいと思ひます。

○河野謙三君 私は、誤解されることを恐るが、農家の所得を現在減らすような制度、早場米奨励金をやめろとか、臨時特例をやめろとか、そういう意味じゃなくて、こういう言葉のものと出すといふことは、ちよつと今時代が変わつてゐるじゃないか。だから、別の意味で農民保護といふことをはつきりとたつて、農林省がやつたらしいし、大蔵省もそれにこたへたらいいじゃないか、こういうことですか。私はこれは要らないといふ意味ではないです。その点……

○政府委員(須賀賢二君) その点は、私どももいたしまして考慮をいたしております。

○平林剛君 さつき大矢さんが質問してゐたことに少し関連をするのですが、この法律は、税制の立場から見ると、きつめて適当でない内容なんであり、漸次これは廃止をすべきだといふ議論があつて、われわれも国会に提出されるたんびにいやな感じがするのであります。農家の所得を高めるということとは、別な方向で考えればいいこと、税制でいつまでもこういうことを続けるというは適当でない。政府の方も、毎年々々、どうも安易にこれを提出してゐるような傾向にあるので、これは私は大へん遺憾に思ひのであります。

そこで、これはすでに、こういう措置をとつてもとらなくても、今お話し通りに、国内産についての所要見込みというのには、すでに達してしまつておる。あとでこれをどうするかといふことになつておるのです。私は、食糧行政官にお尋ねしますけれども、こういう農家に対して生産者が事前に通告をしてもいいという措置をとるときに、そうすれば税法においてはこういう恩恵がありますよなといふことを話しながら、集荷をなさつたのですか。その点はいかがですか。

○政府委員(須賀賢二君) それは、予約の推進をいたしますときに、予約に伴ひましていろいろ請じておられます。措置につきましては、農家にもやはりよく徹底をさしておるわけでありませう。

○平林剛君 その事前通告に対して所得税の臨時特例があるかどうかといふのは、ただいま国会で審議をされてゐるのです。三十四年度の米穀については、これをとり行なうかどうかかわからないといふときに、あなたの方は、ことしもあるぞといふようなことを言つてやるといふのは、おかしいじゃないですか。国会の意思を事前に拘束するといふ結果になりはしませんか。

○政府委員(須賀賢二君) これは、毎年予約を開始いたします以前に、去年の三十四年度産米であります。三十四年度産米については予約供出制をとる、その場合の概算金は幾ら払うか、予約加算は幾らにするかといふようなことを全部、閣議で一括決定をいたしまして予約推進措置をとつております。今確かめておられますのでわかりませんが、そのときにやはり政府の方針としてその中に入つてゐるわけでありませう。

○平林剛君 政府の方は、まだ国会できまらないうちに、そういうことがあつて、初めから計画されてやつておつたのですか。

○政府委員(須賀賢二君) 昨年の予約推進の措置要領の中に、やはり減税の分が入つてゐるのです。

○平林剛君 どうも、私は、政府やあるいはあなたの方は、国会の意思がきまらないうちに通過したことをなさつてゐると思ふ。そういうことで国会の意思を拘束するといふことになれば、やはり問題です。

私は政府の方にお尋ねしますけれども、今年は、国会の意思がきまらないうちにそういうふうにした。それとして、すでに先ほどの見込みのよきな集荷を三月末までに達成される。すでに済んでしまつたことですね。それならば、ここに書いてある理由というものは書きかえてもらいたいのです。この法律案の提案の理由を讀みますと、昭和三十四年度産米穀につき、事前売渡申込制度により所要数量を確保することに資するため、「所得税を軽減する必要がある。」と書いてある。確保しちやつてゐるんですね。さつき、足りる足りないは非常にむづかしいといふことだつたけれども、一応お話をすれば、特に不足してゐるといふわけじゃない。そういうことになると、全部過去の問題。政府が安易な気持で法律案を提出してゐるから、こういう提案理由になるんじゃないか。国会にこれからの問題について審議をしてもいいといふときには、この理由を改めていふといふと思ひます。提案理由は訂正をなさつて下さい。

○政府委員(須賀賢二君) これは大蔵当局からお答え願ひ筋かとも考えますが、八千三百五十万石という大豊作を前提といたしまして、三千七百五十万石の米が集まつてゐるのでございませう。これが普通の年産作であります。三千七百五十万石といふものは簡単に集まるわけじゃございませうが、三千七百五十万石の米がたまたま集まつた結果だけをこらへたまま集めて、御批判をいただきますことは、多少、私はいかがかと考へるわけでございます。

○平林剛君 提案理由の方は訂正してくれませんか。

○政府委員(前田健都男君) お答え申し上げます。予約減税措置は、御承知のように、米価の決定に関連いたしまして定められます關係上、七月に米価審議会が開催されますので、そこでその米価の構成といふものは決定されるので、できるだけ早い機会にこれを提案いたしまして御審議をお願いするにとにしておるわけでございます。通常

国会の劈頭に出したわけでございます。その点で御了承いただきたいと思ひます。

○平林剛君 私は過去のことを言っておるのじゃないですよ。これは国会で否決されたら、政府の方は老百姓さんに対してうそをついたことになる。そうかといつて、これを認めるということになると、国会の決定というよりなことが政府に先回りされて、そうして国会はあとでこれを審議してきめたななというおかしなことになる。過去のことを言っておるわけじゃない。現段階において審議をしていただきたいという理由が、「所要数量を確保すること」に資するため」というのだけれども、この提案理由は訂正をしないというとおかしいじゃないですか、こういうのです。

○大矢正君 この法律案は一年きりのものです。三十七年の二月二十八日です。かといふことではいいのだけれども、これはまた来年になるのです。が、そうすると、ことしと同じことになるわけですね。来年からやめるならやめる、やるならやると、はっきりした腹をもつてやるなら問題は起らないけれども、やるかやらぬかわからぬのに、一年きりの法律を出すというわけでしょう。だから、そういう問題についてどう考えるか。これは平林君の質問とあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(前田佳都男君) この予約減税措置は、先ほど申しましたように、米価決定に関連しまして毎年定められるという関係で、時限立法としてあるわけでございますが、三十四年の

産米につきましては、米価の構成がまた従来と同じである、異ならないというふうな関係上、昨年と同様に減税を行なうことにしたわけでございます。が、実はこの予約減税によりまして、ほんとうに特典を受けるものといひますものは、農業所得者の約八割にすぎないといふふうになっております。予約米の奨励措置としての効果も、はたしてこれはあるかどうかといふふうな点、いろいろ議論があるわけでございます。米の集荷政策等ともならみ合わせまして、できるだけ早い機会にこれを廃止することにしたといひたいというふうに考えておるわけでございます。ただ、米価の構成に関連しまして、これを廃止したとしても、それがために農民の所得が減るということのないように、先ほどの諸先生からの御指摘の点を十分注意いたしまして、農林省ともよく相談して米価の構成を考えたい、と、そういうふうに考えておるわけでございます。

○平林剛君 私のお尋ねしておるのは、この理由が違ふじやありませんか。昭和三十四年度の米穀については、すでに政府として、事前売り渡し申し込みに基づいて米穀を売り渡した者の所得税は軽減されると約束して、集荷をいたしたのでありますから、それらのことがうそにならないように、国会に、事後でありますけれども、御承知いただきたく法律案を提出いたします。こゝういふふうには書きかえても、同じことと申すのです。私、いつもききうすをすてやろふと思ふのだ。やつぱり、この理由書は訂正をされて初めてわれわれは審議ができるので

あつて、これはちよつと違ふ理由だから訂正してもらいたい、こゝういふのです。それから中の審議に進みたい。

○委員長(杉山昌作君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(杉山昌作君) 速記をつけ

○野澤勝君 私は、同僚の皆さんの論議は正しいと思つておるのです。本法案の所得税を軽減することの立法に關する経緯は、米の集荷並びに非常に食糧不足を伝えられておつた当時の時限立法でございまして、漸次食糧の需給態勢が軌道に乗つてくるようになれば、これは考えなければならぬ問題だと思ひます。しかし、これは税制理論からいへば、先ほど河野委員からお話がありましたように、ただこれだけを見てでは、そういう意見が出ると思ふのです。が、米価審議会においても相当問題の出ているように、事前売り渡しに対する所得税軽減の問題は、米価の生産費所得補償が確立されていらないところに問題が起つてくるのだ。であるから、米価に對しては生産費所得補償方式を打ち出せといふことになつてゐるので、それが解決されていなければ、いつでも繰り返されておるわけですから、米価審議会の答申といふものが、それが農林省と大蔵省との間に意見調整が行なわれておらぬのです。第一にこの点が問題なんであつて、この点が解決すれば、本法案は解決されると思ふのです。

この際、大蔵当局に御意見を聞いておきたいと思ふのです。賢明なる立案課長から一つお伺ひいたします。

○説明員(塩崎潤君) 米価の問題について私からお答へするのが適當であるかどうかはわかりませんが、所得補償の問題はむしろ主計局の問題で、私どもとしてはこの税制をどう扱うかといふ問題だけでございまして、この点は、米価の問題はむしろ主計局の方からお答へするのが適當かと思ひます。

○野澤勝君 この問題は、先ほどの河野委員の御所見といひ、平林君の御所見といひ、まことに當を得た御所見でして、私からの質問に對しても、主計局長が来なければその答へがでないといふのでございまして、きよりはこの法律案の審議についてはこの程度にして、主計局長を呼んでいただいて、この点が明らかにする必要があります。われわれは今回に限つて考えなければならぬじゃないかと、こゝう思つてゐるのでございまして、いかがなものでございませうか、お取り計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(杉山昌作君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(杉山昌作君) 速記をつけ

○政府委員(前田佳都男君) ただいまの野澤委員の御質問の点を、私、直ちに責任を持つて、所得補償方式にするとかどうとか、そういうことは今お答へできない大きな問題でございまして、が、とにかく、こゝういふ方式がはたして米の集荷に今後に立つてゐるかどうか、予約減税といふものが現在の事態に、米がたふさんできて農民を多量に保護するといふふうなときに、はたしていいかどうかといふ点が、

私、米価構成のことは詳しく知りませぬけれども、いろいろ問題があると思ひます。これに關係いたしまして、この予約減税の廃止等と関連いたしまして、米価の構成をどういふ方式でいくかといふこともあわせて、極力農民の所得といふふうなものを守る、そういう立場から、十二分に野澤先生の意見を体しまして検討するといふことで、一つ御了承いただきたいと思ひます。

○野澤勝君 それでは、米価問題とやらはらの問題であるから、十分研究をして御期待に沿うように努力したいと思ひ、こゝういふことですね。そういうわけですか。

○政府委員(前田佳都男君) さうでございます。

○平林剛君 私のやつは解決してない。どうするのですか。

○委員長(杉山昌作君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(杉山昌作君) 速記をつけ

○天田勝正君 私、ちよつと政府に念押しをいたしておきますが、この種のものの見方は私は三つあると思ふのです。一つは、租税体系の問題。これについては、まあ平林さんもおっしゃつたし、河野さんもおっしゃつたように、体系そのものとしては確かにおかしいといふことになると思ふのです。もう一つは、要するに集荷をするためのいわば奨励、まあもつと俗な言葉でいへば、えさとして有効かどうか、こゝういふ観点があると思ふのです。もう一つの観点は、私は、全くそれとは別個に、政府の方針でもあります。所得を増加にするか三倍増にするかは

別として、国民所得を上げていくという観点、及びそれを補償するという観点、こういうものがあると思うのです。私はこの第三の立場をもとと支持するものであつて、そういうことです。この農村の所得というものは、都市と比較して、おそろしく總体的に下がりつつある。これはここ七、八年の統計を見ればもう明瞭であります。今年あたりでは、おそらく、私はもう、都市が一〇〇とするならば、三三%を切れておると思ひます。三十二年において三六・六ですから、額にすれば、ことしの数字は私もつかんでおりませんし、発表になつていない。三十二年においては、都市一人当たり就業者の所得額は二十五万三千円をこえておる。農村のこれに對比するのは九万八千円のはずであります。そこで三六・六という数字が出てくるわけですが、こういうことになると、今の政府がいつておる所得倍増というのが、もし都会の方がこのままストップをしたとしても、農村の方は倍増では足りないであつて、三倍増にならなければ肩を並べられない、こういう現実がある。だから、そういう観点に立てば、とにかく筋道としていかがであらうとも、農村の所得を上げるというこの一点だけから考えても、まあこれは他のものもずっと関連してくるわけでありまして、一つの問題としてここへ出た以上は、私はこの意味からいろいろものは必要である、こういう観点に立つのですが、それが米価の問題に立ち返るならば、一番先に所得補償方式にいかなければそれは実現できない、そういうところから実現していかなければ他のものも成功いたさない、こういう

ことになるので、そういう観点から私は野澤先輩も先ほど御指摘になつたと思うのであつて、これはなかなか大蔵省としてはできぬと、いろいろ狭いセクシオンからいへばあると思ひます。しかし、政府全体としては、そういう観点から、私はぜひ御検討をお願いしたい。きょうのところは、まあこういう要望だけをいたしておきます。

○須藤五郎君 私、少し常識的な質問ですが、ちよつとお聞きしたいと思ひますが、先ほどの説明で、一カ月十六日前後の配給が保証されておるといふのですが、政府の考え方は、あとの十四日は何によつて生活しろといふのですか。

○政府委員(須賀賢二君) このごろの大体の平均的な食糧構成を見ますと、大体、米が七割五分でございます。それから小麦粉製品が大体二割、それから最後の五%が精麦、押し麦というよりな格好になつておるわけでありまして、従ひまして、毎日われわれが食つておりますものの七割五分は米を食つておる、平均的に見まして、大体、国で配給してありますものが五割強といふところでございます。従ひまして、五割と七割五分の差は、これは外食いたしましたり、やみ米も食つたり、いろいろそういうもので食つておる、そういうことでございまして。

○須藤五郎君 いつもうちの米屋からやみ米の注文を取りにくるわけですよ。私は、これはみんなやつています。きまつていて、やみ米を食わなかつたら、われわれはとにかく二割五分は飯を食わずに、腹を減らして空腹でいなければならぬ。みな食べているのにきまつています。ところが、やみ米はとにかくみな食べるだけあるのに、なぜそれが配給に乗せられぬのかどうかという点なんです。これはどういふことなんでしょうか。非常に初歩的な、常識的な質問です。

○政府委員(須賀賢二君) これは実際の経済の問題でございますが、そう簡単に割り切つた御答弁はむずかしいかと思ひます。特に東京あたりで見ますと、最近の傾向といたしましては、現在十六日半くらいを国の配給として配給いたしますのが、一応操作上の限界でございます。これ以上のものを配るできない。あと相当のやみ米が入つてくるわけでございますが、これは私も、まあそれはつきり公式の見解として、やみ米はこういう理由によつて流れておりますと申し上げるような考え方の整理はいたしておらないのでございしますが、農家のいろいろな採算の關係でございまして、あるいは高きやみ米運搬業といふものが現在でも業として成立し得るような、一つの経済的な条件がある。そういうようなこと、いろいろ重なりまして、現実には相当量のやみ米が流れておる。これは総理府でやつております家計調査等を見ますと、私も考えております。やみ米を買ふ比率がかなり高いわけでありまして、ここに、いろいろ見ますと、あるいは品質の問題でありますとか、あるいは子供が多い、いろいろな個々の事情はございすけれども、現実、相当流れていゝといふのが実態でございまして。

○須藤五郎君 あなたも、政府当局としても、一カ月の二割五分はやみ米を食つて生きているのだといふことは認めておるわけですか。ところが、貧乏人の側に立つと、それが非常に不愉快でしやうがないわけですか。というのでは、金持ちは一等米をやみ米で十分食つておる、自分たちは食えぬから、外米を買つて食うんだ、こういうこと、貧乏人は非常に不愉快でしやうがない。やみ米が出てくるならば、なぜそれを配給米にしてみらぬのかといふのが、一般貧乏人の考え方なんです。それを政府はどういうふうにかへるか、それに対して政府はどういうふうにしやうとするのですか、どうしたらやみ米をなくすることができるといふか、そういう不愉快な経済機構をなくすることができぬのか。

○政府委員(須賀賢二君) 政府の現在の集荷対策といたしましては、あるいは米価の問題、あるいは予約推進等の諸般の措置によりまして、集め得る限りの米は一応集めておるわけでありまして、年々の傾向を見まして、大体、生産量のうちで農家が保有米として食いますものを引きまして、その農家が手放すことができる、いわゆる売却ができません。年々の傾向からいって、政府買入れと流通をするわけでございます。年々の傾向からいって、政府買入れの比率は順次増大をいたしております。今後もしやういふ線で、特に集荷には努力をして参りたいと思つておるわけでございます。

○須藤五郎君 今、やみ米はどのくらいしてゐるのですか、値段。あなただけ知っているでしやう。

○政府委員(須賀賢二君) やみ米の値段は、これは全国ベースに直しますと、非常にむずかしいのでございまして、

が、全国ベースで単純平均をいたしますと、この二月あたりの相場で一升百二十円くらいになつております。それから、政府米のいわゆる配給米、これも平均いたしますと一升百二十一円。最近の傾向では、やみ米の方が一円ばかり全国平均では安いのであります。ただ、この全国平均といふのは非常に問題がございまして、算術平均をいたしますから、ちよつとまよく出てこない。ただ、私どもの方では、やみ米の加重平均をする資料がない。東京でやみ米は今、百三十五円くらいしてあります。青森で百円とか百十円とかいっております。そういうものを加重平均いたしますと、やみ米の一つの全国平均のベースが出てくるわけでございます。その加重平均をいたします資料がございせん。私どもは算術平均を使つておりますが、単純算術平均を使いますと、二月あたりはやみ米の価格は一升百二十円でございます。

○須藤五郎君 先ほどから各委員が言いましたように、私は、農家の産米の価格が実際の生産に合わないという矛盾があるために、いろいろな問題が起つていゝと思つてゐるのです。それを直さないと、こういう法律を、臨時措置法をやつてみたところで、これは実には意味がないと思つてゐる。だから、やはり問題点は、農家の生産の価格を適正な価格に引き上げる。適正な価格とは何だといへば、私は今のやみ米の価格になつてゐると思つてゐるのですよ。(安いわ、そうすると)と呼ぶ者あり。だから、政府が今よりもっと値段のいい価格で買ひ上げるならば、私は、百姓さんややみ米などあつたらば、かげたことをやらなくても、堂々と政

府にたくさん米を売るだろうと思うのです。そうして、われわれ国民もやみ米など食わなくても、堂々たる配給、三十日配給、完全配給、まあ粉食をやるならば、二十五日なら二十五日分を配給に乗せるという事は私は不可能じゃないと思うのです。そういうことをやろうと政府はしないから、私は今のやうな質問、ばかげた質問をしなきゃならないのです。それに対して政府は一体どういう方針を持っているのですか。その完全配給をやろうという方針は考えているのですか。あくまでも十六日の配給で、そうしてあとはやみ米を食って下さいというやうな態度で、これからは政府はいくらも低米価を押しつけて、これからは農家にばりいこうというのですか。どうですか、そこらの点伺いたいと思います。

○政府委員(須賀賢二君) これは、食糧制度そのものの今後のあり方と関連いたします。非常に大きな問題でございまして、現在の食糧制度を続けまする前提といたしましては、米価水準というものは若干大幅には変えることはできないのではないかと考えております。大体、現在、政府の米価水準を基本といたしまして、極力多くの米を集荷して参るというやうな考え方で考えております。

○大矢正君 政府、特に大蔵省にお尋ねしますが、三十五年産米については臨時特例というものをやるのかやらないのか、あるいはまたそういうことは今の段階では答弁ができないのか、これを一つはつきりしてもらいたいと思います。

○政府委員(前田佳都男君) お答え申し上げます。その点につきましては、先ほどもちょっとお答えを申し上げましたように、とにかくこの予約減税の特典を受けるという事は、利益を受ける農家が、全体の農家のわずかに八割にすぎないというやうな点、並びに、これはまあ農林省の所管でございまして、集荷方法としてどういふことがいいのかどうか、これは統制時代の、米が少ない時代の産物ではないかという事で、できるだけ早い機会に廃止をしたいというやうな考え方をもち進めております。三十五年産米については、まだ具体的にこれを廃止するといふことははつきりきまつておりませんけれども、とにかく早い機会に廃止したいという所存には間違いないと思ふ存です。

○大矢正君 さつき平林君も言つたけれども、あとからどういふものが出てくるというの、どうも考えてもおかしいのじゃないかという議論が出てくるのだが、結局、三十五年産米ということについて政府の態度が不明確だということになると、またことごとく同じことが出てくるわけですね。ですから、やめるならこれはまあ問題はないのだが、やるならやるという事になれば、臨時国会なり、あるいはその以前に、政府の態度というものは明らかにして、その明らかな態度をやはり農民に周知徹底させないかぬわけでしょう、生産者にね。そうしないと、また来年の春になってこれと同じ内容を書いたものが、これは毎年のことだけれども、また出てこなきゃならぬということになる。またそこで文句が出てきますね。これは、どういふふう

にこれを解決するつもりなんですか。○政府委員(前田佳都男君) ただいまの大矢先生の御指摘の点はまことにこともつともでございまして、予約減税を廃止するといふ方針をはつきりしておくべきであるというお考えでございまして、米価の構成に關連いたしましてこれをきめましますので、米価審議会がやうなごとき、たしか七月ごろに開かれる關係上、その点ははつきり申し上げることはできないやうな状態でございます。

○委員(杉山昌作君) それでは、委員長からちょっと申し上げますが、この提案理由がどうもびつたりこない。――なるほど、私もごもっともだと思ひます。しかし、これは政府側としては、結局、もつこの法案を臨時国会なり何なり、先に出すつもりであるいはいたのかどうか。結局、そのやうなことであつたが、時期がおくれたために以後になつたやうなことだと思ひますが、たとえば、またさつき天田委員もおっしゃつたやうに、すでに他院ではこのまま可決されていると、今さら修正ということも困難かと思ひますので、そこらの点について政府次官から、もう一回一つ御説明を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(前田佳都男君) お答え申し上げます。先ほど平林委員から御指摘をいたいただきましたこの提案理由の点、まことにこともつともな御意見でございまして、ただ、予約減税につきましましては、まあ従来から、この予約減税のみならず、一般に提案理由の書き方は法律案のねらいを書く慣習に従ひま

して、こういうやうな書き方を作つたわけでございますけれども、とにかくこの予約減税は今後非常にまあ問題のある減税でございまして、米価の構成とも關連いたしまして、その廃止の方向に検討したいと思つていくやうに十分検討したいと思つております。それで、もし今後提案する場合にいたしまして、ただいま御指摘の点に違背しないやうに、できるだけその提案時期を早くするとか、また提案の理由の書き方につきましても十二分に御注意の点を勘案いたしまして、今後御趣旨に沿つてやうな提案をいたしたいというふうな考へております。

○河野謙三君 私は、一つ、食糧庁長官に伺いたいのですね。今、大蔵省からの御答弁のやうに、この措置は農家の所得を補償するものとして適當であるけれども、現段階もしくは今後においては、集荷のために必ずしもこのやうな方法は適當でない。特に、私は食糧庁長官に伺いたいの、農家の所得の補償にも何にもならない、しかも集荷には若干事欠かないのに、食糧庁の予算の中で、集荷奨励費とか何とかというものは相当私は莫大なものがあると思ふ。これは一体、今年に出されたでしようが、これこそほんとうに今後廃止すべきものじゃないかと思ふのですが、農林団体に出示しているか、どこに出しているか、よく知らないけれども、何千万か、場合によつたら億という金じゃないかと思ふのですが、これについて、今までにどういふ金がどれくらい出て、また相変わらず今後それを踏襲されるのか、これを一つこの機会に伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(須賀賢二君) 三十五年産米の予約減税措置につきましましては、三十五年産米の予約にとりかかります前、時間的には今年の米価決定までの段階におきまして、政府部内で十分、昨年の経過等も考へまして、検討いたしまして、その方針をきめることにいたしましたと思ひます。

なお、予約推進並びに米の集荷につきましましてある程度の経費が出ておるのでございまして、これは、農協及び指定集荷業者が、政府に米を農家から集めて売り込んで参りますその間の実務に見合ひます手数料として出ておりますものが、米につきましましては一俵四十八円、これはいわゆる集荷の実務に對する手数料でございまして、そのほか、府県当局、農協等に対しては出ております金が、府県に対しては昨年は年約二億、それから農協団体及び集荷業者に対する集荷奨励費として約五億程度の金が出ております。これは昨年あたりの結果から見ますと、三千七百五十万石の集荷ができました結果から見ますれば、相当金が出過ぎてい

るというやうなあるいはお感じもあるやうかと考へるのでございまして、去年の三千六百万石の予約をとりまします段階では、これは中央から末端農協集荷団体に至りますまで、非常な努力をいたしたのでございまして、やはり集荷促進につきましましては、各系統団体で相当活発な動きをやつて米を集めていくわけでございます。本年は、三十五年産米算では若干減額いたしておりますが、なお引き続き三十五年産米の集荷につきましましては、ある程度の経費の支出は必要だろうと考へております。

○河野謙三君 この資料は、あとで、

ただ、私はこの際希望を申し上げますが、何といつても、米の需給関係がこれだけ緩和してきたときに、不足時代の予約集荷という制度を作つて、この制度の推進のために、当初は七億なり十億の金を使つたのはわかりますけれども、相変らずそういうことを年々やつてきて、今後なおおやりになるといふことについては、私は疑問があります。特に私は末端におりますから、末端の方から見ますと、今あなたの方では農業団体の推進のためだと言つてゐるけれども、たとえば全販連なんていふけれども、たとへば全販連なんていふ一俵一じつたことではない。ただ、あなただけと県と末端の段階でどういふふうな

に分けておられるか。俵をいじつたと
とがない、米か、もち米かわからない
ような者が、予約集荷奨励費というも
のを莫大に取つて、末端の方で俵をい
じり、俵をかついでいる方にわずかに
か行つていない。こういうことは、い
ずれ資料をもらった上で、また御意旨
を伺いますが、いづれにしても、それ
いうことをよく御承知と思いますけれ
ども、こういうことをいつまでもやっ
ているということは、一方においてこ
の問題が今のような結論になったとき
に、農林省の方で、そういう点でいま
ずらに私は大蔵省と争つてはいかぬと
思う。農林省は農林省として、やはり
現段階においては、現在の食糧の需給
状況にかんがみて、やはり前進してい
かなければならぬと思いますが、この
点を特に私は希望しておきます。

特別措置法という税法の中で最も悪い法律を弁解するところの道具に使われているというふうな傾向さえあると、私は考えておるのであります。そういう意味から、もし農家の所得をふやすというなら、別な方法で考えていくというやり方をとつてもらいたいと思ふ。これは私は希望をいたしておきたいと思ふのであります。

そこで、この法律の中身を一つだけお尋ねをいたしますけれども、今回の措置によつて、所得税の軽減によつて減収をされる金額は幾らになるか、これが一つ。それから、この法律案の対象となるものを、私が今指摘しましたたけれども、この機会に一つ明らかにしておいてもらいたい。全体の米穀の生産者の数と、この法律の対象となつて恩典を受ける生産者との割合、これを一つ明らかにしておいていただきたい。

ましたが、私どもの調査では、全農家の数が約六百四万三千人ばかりあります。これも推定でございます。農林省、各方面からいただきました推定に基づいて申し上げますので、そのあたり変わってくるかもしれません、そのうちの米作農家が五百三十五万八千人でございます。そのうちの予約売り渡し農家が三百十七万五千人でございます。しかも、そのうちの課税農家は、私どもの見積もりでは、約四十九万三千人ばかり……。課税農家は四十九万三千人と申し上げましたが、これは先ほどの申し上げました数字が少し直りまして、今年の人員では六十二万ばかりになります。今のは予算でございます。それが予約減税後で五十万九千人ばかりになります。この中には柑橘とかその他の畑作農家も入っておりますので、そのうちの米作農家がどの程度

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山昌作君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一

そこで、これはなかなか、農村に關係のあることだということから、議員というものはほんとうの、腹を持っていても言えない場合があるのですよ。政府はやはり全般的な立場に立つてものを考えていかなければいかぬ。本質的には、私はこれは一部の農家に対する措置であつて、全般の農民には關係はないのじゃないか。何か錯覚を起こしているのだ。むしろ、一部のお百姓さんにこつちの措置をやつたことが、税制上における租税特別措置などの不当なことをカムフラージュしているといふ役割しか、私は果たしていないのじゃないかと思うのです。お百姓さんにもこつちの措置があるのだから、だから、こつちの大事業や大資本家にもこつちのことがあつていいのだ、あるいは同じに並べるために、これが租税

と思ひます。

○説明員(塩崎潤君) 数字にわたりますので、私から御説明申し上げます。

この措置によりますところの減収額でございますが、予算におきましては約十四億圓ばかりと想定いたしておりましたが、三十四年産米は非常に豊作でございましたので、その点減収額が多目になっております。予約減税以前私の私どもの見積もりでは、約四十九億七百万というものがあるべき税額だと考えておりましたが、予約減税後二十八億五千八百万と今回見積もられましたので、約二十一億圓ばかりの減税の結果と、こういうふうになっております。

第二の御質問でございます。先ほど来政務次官が入名の程度の農家に対して適用がある、こういうお話がございました。

になるかというのは次の数字になります。私どもの見積もり、今申し上げましたのは実績見込みでございますので若干の食い違いがございますが、米作課税農家が四十七万一千人と、また減つて参ります。そのうちで予約減税適用農家はどの程度になるかと申し上げますと、約四十一万二千人ばかり、こんなような数字になるのではないか。実績と見積もりでその間はつきりと突き合ひがついておりませんが、こんなような数字になると私どもは見えております。

○委員長(杉山昌作君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認めます。

任願したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十四年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(予備審査のための付託は十二月二十九日)

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国際開発協会への加盟に伴う増置に関する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置
に関する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置
に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国際開発協会
(以下「協会」という。)へ加盟
するために必要な措置を講じ、及
び国際開発協会協定(以下「協定」
という。)の円滑な履行を確保す
ることを目的とする。

(出資額)

第二条 政府は、協会に対し、この
法律の施行の日における基準外国
為替相場(外国為替及び外国貿易
管理法(昭和二十四年法律第二百
二十八号)第七条第一項(外国為
替相場)の基準外国為替相場をい
う。)で換算した本邦通貨の金額
が百二十億九千二百四十万円に相
当する協定第二条第二項(b)に規定
する合衆国ドルの金額の範囲内に
おいて出資することができる。

(出資の方法)

第三条 政府は、協会に対し、金又は
自由交換可能通貨(協定第二条
第二項(f)に規定する自由交換可能
通貨をいう。以下同じ。)で、前
条の規定による出資をすることが
できる。

(国債による出資)

第四条 政府は、前条の規定により
協会に出資する自由交換可能通貨
が本邦通貨である場合には、当該
本邦通貨に代えて、その一部を国
債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するた
め、政府は、必要な額を限度とし
て国債を発行することができる。

3 国債通貨基金及び国際復興開発
銀行への加盟に伴う措置に関する
法律(昭和二十七年法律第九十
一号)第五条第三項から第五項ま
で(国債の発行条件)及び第六条
から第十条まで(国債の償還、国
債整理基金特別会計への繰入れ
等)の規定は、前項の規定により
発行する国債について準用する。

この場合において、同法第五条第
四項、第六条及び第七条第一項中
「基金又は銀行」とあるのは、「国際
開発協会」と読み替えるものとす
る。

(寄託所の指定)

第五条 日本銀行は、日本銀行法
(昭和十七年法律第六十七号)第
二十七条(業務)の規定にかかわら
ず、協定第六条第九項の規定によ
る協会の保有する本邦通貨その他
の資産の寄託所としての業務を行
なうものとする。

附 則

1 この法律は、協定の効力発生の
日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第一百四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十三条第九号中「及び国際金
融公社」を、「、国際金融公社及び
国際開発協会」に改める。